

横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例

平成29年10月5日

横浜市条例第31号

横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例をここに公布する

。

(設置)

第1条 横浜マリントワーの適正な運営及び維持管理等を図るため、市長の附属機関として、横浜マリントワー運営等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 横浜マリントワーの運営及び維持管理等を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他横浜マリントワーの運営及び維持管理等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1号の事業者の選定に係る答申を市長が受けた日までとする。

(臨時委員)

第5条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する

。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる

。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

( 会 議 )

第 7 条 委員会 の 会 議 は、 委 員 長 が 招 集 す る。 た だ し、 委 員 長 が 選 出 さ れ て い な い と き は、 市 長 が 行 う。

2 委 員 会 は、 委 員 ( 特 別 の 事 項 を 調 査 審 議 す る 場 合 に あ っ て は、 そ の た め に 置 か れ た 臨 時 委 員 を 含 む。 次 項 に お い て 同 じ。 ) の 半 数 以 上 の 出 席 が な け れ ば 会 議 を 開 く こ と が で き な い。

3 委 員 会 の 議 事 は、 出 席 し た 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 委 員 長 の 決 す る と ころ に よ る。

( 関 係 者 の 出 席 等 )

第 8 条 委 員 長 は、 委 員 会 に お い て 必 要 が あ る と 認 め る と き は、 関 係 者 の 出 席 を 求 め て そ の 意 見 若 し く は 説 明 を 聴 き、 又 は 関 係 者 か ら 必 要 な 資 料 の 提 出 を 求 め る こ と が で き る。

( 庶 務 )

第 9 条 委 員 会 の 庶 務 は、 文 化 観 光 局 に お い て 処 理 す る。

( 委 任 )

第 10 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か、 委 員 会 の 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 委 員 長 が 委 員 会 に 諮 っ て 定 め る。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 こ の 条 例 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

( こ の 条 例 の 失 効 )

2 こ の 条 例 は、 第 2 条 第 1 号 の 事 業 者 の 選 定 に 係 る 答 申 を 市 長 が 受 け た 日 限 り、 そ の 効 力 を 失 う。